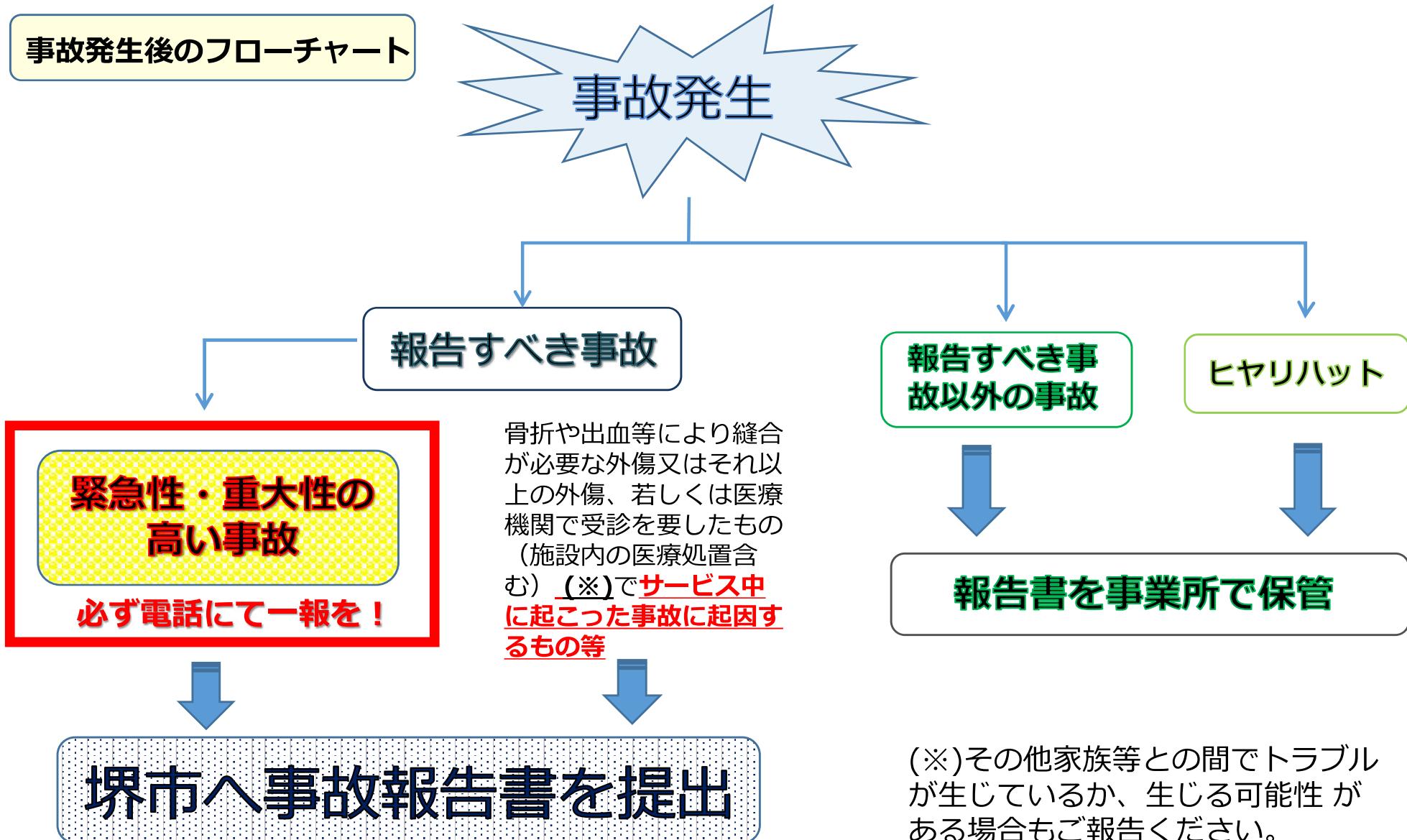


事故防止

事故発生後のフローチャート



事故防止

報告すべき事故の種類

①サービス提供中における死亡事故及び負傷等

死亡、転倒、転落、誤嚥、異食、誤薬・与薬漏れ等、医療処置関連（チューブ抜去等）、原因不明、その他（溺水、交通事故、福祉用具不良、介護ミス、暴力行為、行方不明、過失・法令違反及びその他の理由により利用者がサービスの不利益を被ったもの）

②利用者が病気等により死亡した場合であって死因等に疑義が生じる可能性がある場合

③震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの

④食中毒、感染症及び結核の発生又はそれらが疑われる状況が生じ保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの

⑤その他、堺市が報告を必要と判断するもの

上記①～⑤以外でも、利用者及び家族等との間でトラブルが生じているか生じる可能性がある場合は報告

①骨折

②縫合が必要な外傷

③入院

報告すべき負傷の程度

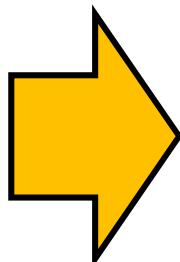
④医療機関（施設内の医療処置含む）での治療を要した場合 (軽度の切傷、擦過傷、打撲を除く)

事故報告書の提出方法について

事故報告書の電子メール提出を可としました

FAXでの提出は引き続き不可

令和3年度末まで	
窓口持参	○
郵送	○
電子メール	×
FAX	×



令和4年度から	
窓口持参	○
郵送	○
電子メール	○
FAX	×

提出先メールアドレス
kaiji@city.sakai.lg.jp

電子メールでの提出の際は件名欄を下記のとおりご記載ください
件名：【事故報告書】○○（●●）
(白丸箇所は事業所名、黒丸箇所はサービス種別を記入)

事故発生に関するチェックポイント

- 重要事項の説明時「緊急時等における対応方法」についてきちんと説明していますか。
- 事故発生時には家族等へ事故発生の状況等を説明していますか。
- 堺市に報告すべき事故報告書の提出を怠っていませんか。
- 事故報告書の内容に不備や記載漏れがありませんか。
- 苦情を受けた場合には苦情の経過及び対応方法等を記録していますか。